

平成24年第2回美祢市議会臨時会会議録(その1)

平成24年5月17日(木曜日)

1.出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原真一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補佐	岩崎敏行
議会事務局主査	岡崎基代		

4.説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	総合政策部長	田辺 剛
市民福祉部長	福田和司	建設経済部長	伊藤康文
総合観光部長	藤澤和昭	美東総合支所事務局長兼 支所総務課長	藤井勝巳
秋芳総合支所長	堀 洋数	総務部長	倉重郁二
総務部次長	奥田源良	税務課長	小田正幸
総合政策部次長	篠田洋司	市民福祉課長	杉原功一
市民福祉部長	三浦洋介	市民課長	大野義昭
地域福祉課長		総合観光課長	高野睦夫
教育長	永富康文	病院事務業者	坂田文和
代表監査委員	三好輝廣	消防長	久保 毅
会計管理者	古屋勝美	上下水道事業局長	

教育委員
事務局長
病院事業
経営課長
建設部長
次長

山田悦子
千々松雅幸
松野哲治

病院事業
管理事務
監事局長
農業委員
局長

金子彰史
西山宏史
西末藤勝巳

5. 付議事件

- 日程第 1 議長選挙について
- 日程第 2 副議長選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議会事務局長（石田淳司君） 皆様、おはようございます。本日の臨時会は一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまで地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、年長議員は河本芳久議員でございますので、御紹介申し上げます。それでは、河本議員、どうぞお願いいたします。

〔臨時議長 河本芳久君 登壇〕

臨時議長（河本芳久君） おはようございます。只今御紹介がございました河本でございます。地方自治法の規定に基づき、本議会の年長の者が臨時に議長の職を務めることになっております。市民の皆さんの信頼と期待に沿うよう務めてまいりたいと思います。どうか議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

〔臨時議長 河本芳久君 議長席に着く〕

それでは、これより平成24年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、只今御着席の議席を指定いたします。

この際、市長さんよりごあいさつがございます。村田市長、どうぞ。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） おはようございます。本日、平成24年第2回美祢市議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位には全員の御出席をいただいたところでありまして、まずもって御礼を申し上げます。

また、皆様におかれましては、去る4月22日に執行されました美祢市議会議員選挙において、市民の期待を担われ、めでたく当選の栄に浴されましたことを心からお喜びを申し上げます。今回の選挙で再選をされました経験豊かな議員の皆様、そしてこのたび初めて御当選された議員の皆様、それぞれのお立場で選挙後初の議会に臨まれたことと存じます。皆様方とは、市民の代表といたしまして、住民福祉の向上や、市政進展に向けての御活躍を、御期待を申し上げます。

さて、私は同時に執行されました市長選挙におきまして再選をされ、市政を担う大役を引き続きいただくことになりました。このことは、私にとりましてこの上な

い誉れであると感じますと同時に、責任の重大さを痛感をいたし、身が引き締まる思いがいたしております。振り返りますと4年前、新市発足後初めての市長選挙におきまして、私は市民の皆様方多数の御信任をいただきまして新生美祿市の初代市長として市政を担わせていただくことになり、市民の方が、夢、希望、そして誇りを持ってお暮らしになる交流拠点都市美祿市創造のため、その一つひとつの解決に全身全霊で取り組んできたところであります。

1期の4年間は、将来に向けての磐石たる基盤と道筋をつくり上げてきた期間であったというふうに確信をいたしております。これからの2期目の4年間は、1期目で築いてまいりました道筋をより具現化すべく、誠心誠意取り組んでまいり、市民の皆様から寄せられました負託、すなわち期待と信頼にお応えをするために、全力を傾注する覚悟であります。

どうか議員の皆様、そして市民の皆様方の御理解と御協力を心よりお願いを申し上げます。

終わりに、美祿市議会のますますの御発展と議員各位の御健勝をお祈り申し上げます。またよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

臨時議長（河本芳久君） この会議は、選挙後の初議会でございますので、この際、議員及び執行部の紹介を行います。

初めに執行部のほうからお願いいたします。どうぞ、林副市長。

副市長（林 繁美君） それでは、本日出席しております執行部のメンバーを御紹介させていただきます。

まず、議長席向かって左側からになりますが、総務部長、波佐間敏でございます。続きまして、総合政策部長、田辺剛でございます。続きまして、市民福祉部長、福田和司でございます。続きまして、建設経済部長、伊藤康文でございます。続きまして、総合観光部長、藤澤和昭でございます。続きまして、美東総合支所長、藤井勝巳でございます。続きまして、秋芳総合支所長、堀洋数でございます。続いて後ろに参りますが、総務部次長総務課長、倉重郁二でございます。続きまして、総務部次長財政課長、奥田源良でございます。続きまして、税務課長、小田正幸でございます。続きまして、総合政策部次長、篠田洋司でございます。続きまして、市民課長、杉原功一でございます。続きまして、地域福祉課長、三浦洋介でございます。

続きまして、観光総務課長、大野義昭でございます。続きまして、右の席に参ります。教育長、永富康文でございます。続きまして、病院事業管理者、高橋睦夫でございます。続きまして、代表監査委員、三好輝廣でございます。続きまして、消防長、坂田文和でございます。続きまして、会計管理者、古屋勝美でございます。続きまして、上下水道事業局長、久保毅でございます。後列に参りまして、教育委員会事務局長、山田悦子でございます。続きまして、病院事業局管理部長、金子彰でございます。続きまして、病院経営管理課長、千々松雅幸でございます。続きまして、監査委員事務局長、西山宏史でございます。続きまして、建設経済部次長、松野哲治でございます。続きまして、農業委員会事務局長、末藤勝巳でございます。続きまして、議会事務局になります、議会事務局長、石田淳司でございます。続きまして、事務局員でございます、岩崎敏行でございます。続きまして、岡崎基代でございます。最後に私、副市長の林でございます。

以上で、紹介を終わらせていただきます。

臨時議長（河本芳久君） 続いて、議員の紹介を行います。事務局よりお名前を申し上げます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） それでは、お名前を申し上げますので、御起立の上、一礼をお願いいたします。猶野智和議員、秋枝秀稔議員、坪井康男議員、依薫議員、馬屋原眞一議員、岡山隆議員、高木法生議員、萬代泰生議員、三好睦子議員、山中佳子議員、岩本明央議員、下井克己議員、河本芳久議員、西岡晃議員、荒山光広議員、村上健二議員、秋山哲朗議員、徳並伍朗議員、竹岡昌治議員。

以上でございます。

臨時議長（河本芳久君） 以上で、議員及び執行部の紹介を終わります。

ここで、選挙の方法などについて（発言する者あり）はい、竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 議長選に入る前に、ちょっと御意見を言わせていただきたいんですが、先だって5月1日、議会選挙の当選無効の申し出というのが、実は、私が当選の無効ということで、選管のほうに申し出がありまして、受理されたのか預かっておられるのか、まだ不明確ではございますが、一応、読売新聞、山口新聞によりますと、受理されたとなっております。

そういたしますと、私の議員活動、あるいは議員としての発言、行動、すべて大きく制約されるわけでありますが、そうした状況の中で、議長選挙を執行されるの

は、私は極めて議会制民主主義の中で、公正・公平さを欠くのじゃないかと、こういう懸念を持っております。

そこで今朝も、実は15日に議会事務局に、各会派の代表者ということで、申し入れ書を実は差し出したんですが、何せまだ議会事務局としても扱いに非常に苦慮されまして、従いまして、今朝、私ども政和会が、会派代表者の皆さんに差し上げました。

そして、もう1点は、共産党から92条の2項についてということで、申し入れが出ております。この92条の2項というものそのものが、実は、市民の皆さんもわからないまんま、竹岡はそれによって当選が無効になってる、こういう記事であるわけでありまして、その辺について議長、ちょっと時間をいただいて、やはり議長選挙、公平にやるということが大事だろうと思うんです。例えば、今の状態の中で、92条、つまり、地方自治法上に定められてる92条、これを若干御説明申し上げますと、公共事業等、いわゆる請負をやってる、いわゆるそれを生業としてる者、それから大きく民法上では、請負契約だけじゃなくって、私もいわゆる介護保険法の生活支援事業、この委託を受けた者も、広い意味では入ると、こういうことでございます。

しかしながら、主たるという言葉があるわけです。これが、一応、これは判例しかないんです。地方自治法にはどうと書いてないんです。従って、主たるとは、50%以上の事業もしくはそれによって主にその生業をやってるということが92条の2項になってるわけです。しかも、これは当然、私はその事業を請け負った代表者でございます。いわゆる取締役でございます。地方自治法では、監査委員あるいは代表者じゃなくても支配権を持っている者、その企業が、というところまで求めてるわけです。そうした法律に基づいて、私が無効であるということなんです。

そこで、これは公平に議長選挙を進めていくためには、私自身の発言権や行動、ひょっとしたら今から行われる議長選挙に立候補するかもしれません。しかし、今の段階ではできない。これは私1人の問題じゃないと思うんです。この議場におられる中にも、92条の2項について、いろんな請負事業あるいは補助金事業、いろんなことをかかわり合ってる方がいらっしゃるんです。今朝、私どもが、会派の代表者の皆さんに申し入れたのは、一昨年、私たちは1年間かかって美祢市の基本条

例、議会の基本条例を議論してまいりました。その中に、当然倫理条例もあるわけです。倫理についてもいろいろ議論してまいりました。当然、92条の2項についても議論してまいったわけでありまして。しかしながら、美祢市の地方経済を保っていくためにはやむなし、そしてそんなに大きな影響がないという観点から、我々は基本条例並びに政治倫理条例をつくったと思うんです。にもかかわらず、今回、なぜか私だけがということでございます。当然、私は、御指摘があるような主たる、いわゆるそういうものには抵触はしていない。従って、泰然とはしておりますが、結論が出てないという状況の中で、このまま議会選挙をやるというのはいかなるものであろうか。

そこで、選管にお尋ねしたいんです。5月1日、私に対する申し入れ書を受理されたのか、預かれたのか、その1点だけはぜひ教えていただきたい。

以上でございます。

臨時議長（河本芳久君） 今の答弁に先立って、竹岡議員の発言についていかがいたしますか。御意見があれば承ります。（発言する者あり）発言をどういうふう to 処理するかということで、御意見ございましたら。坪井議員。

仮議席3番（坪井康男君） 本件につきましては、すべて美祢市選挙管理委員会の問題でありまして、当議会で詮議をする問題ではない、かように存じます。

以上です。

臨時議長（河本芳久君） ほかに。岡山議員。

仮議席6番（岡山 隆君） 今回、いろいろこういった問題を、しっかりと筋道を立てて議論していくことは大切なことと思っております。それで、当面、今回選管に出されたこの案件に関して、せめて今言われた件が受理したかどうか、その辺についての経緯だけでもお答えがあってもいいのではないかと、このように思っておりますので、この点についてよろしく申し上げます。

臨時議長（河本芳久君） それでは、今の御意見を参考にし、選管がどういうふうに対処されておるか、その御回答をお願いします。倉重選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（倉重郁二君） それでは、只今の竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

新聞の記述では、確かに受理という記載がございました。私どもといたしましては、あの時点では、あくまでも提出されました異議申出書の受け付けを行い、それ

を受け取った、いわゆる收受であるというふうに考えております。

この收受した異議申出書につきましては、選挙管理委員会といたしましては、5月8日に委員会を開きまして、この申出書に必要な要件が備えられているのか、適法であるかどうかという前提要件を備えているか否かを協議いたしまして、形式的要件を備えているものということとで、受理の決定をいたしたところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、現在受理した異議申出書の当否、よし悪しにつきまして、公正な立場で審議をしてるところでございます。

以上でございます。

臨時議長（河本芳久君） 竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 今の御答弁によると、まだはっきりしないですね。聞きようによっては受理なのか、收受という言葉が申されたんですが、多分、私は選挙管理委員会が5月1日に開かれて、そして選挙管理委員会がそれを受け取ろうと、受理しようということと、事務レベルで預かるということは大きな違いがあるんです。にもかかわらず、読売新聞、山口新聞、ましてや読売新聞は、そうした兼業禁止を行ってる代表者という極めて悪意的な書き方がされてるんです。これは、私も5月2日から支持者の方から、朝6時ごろからがんがん電話がかかってきたわけでありまして、私も初めて、寝耳に水で、我々は92条の2項については、相当この議会において議論を重ねてきた、こうした認識を持ってるわけです。当然、今、議長席におられる河本議員も、当時一緒に議論をしたというふうに思っております。

もう1回申し上げます。いいですか。92条の2っていうのは、普通地方公共団体というのは、この美祢市を指してるわけです。その議会の議員、普通地方公共団体に対して請負をする者、請負をするという中に公共事業が入ってます。それから、広い意味で委託事業も入ってるんです。これはもう民法上そうなってますから、ここでは明記されてませんが、そういうことです。特に、事例の判例とかいうところでは、請負というのは民法632条に基づいて規定がされております。物品販売というのはちょっと別としまして。それから、次に、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、そのほか取締役であるとかいろいろ決めてあります。その主として同一の行為というのは、先ほど申し上げましたように50%以上占めてるかどうか、これが大きな問題になるんです。このことについても、一昨年議会で議論を

したんです。どなたも抵触してないということで、我々は倫理条例をきちんと、たしか9項目にあると思います。こしらえ上げました。それから、これらに準ずべき者、いわゆる最後にこう書いてあるんです。支配人及び清算人たることはできないとこう書いてある。いわゆる支配権があるかないかというのが大きな議論的になるわけです、それが。

そのことからして、恐らく今から議長選挙やる中でも、ひょっとしてそうした関係のある方が立候補される場合もあるわけです。市民の皆さんから見るとおかしいんです。その辺を十分議論した上で、私はやっぱり公平な議長選挙を執行していただきたい、これが臨時議長の役割だと、議長を選出する前の大きな仕事だと、私はそういうふうに認識しております。

会派の皆さんにも申し入れを行いましたし、私自身、これを避けて通るならば美祿市の議会は、何らかの偏った思いで動いてるのか、法をやっぱりきちんと遵守してやっていくべきだと、私はそのように思います。

議長の、議長選挙の執行を、やはり公正・公平な執行をしていただきたい。そのためには、我々が申し入れましたように、場合によっては政和会3人が動議書も用意しております。ここまでしなければ取り上げてもらえないんです。会議規則によりますと、2人以上の議員で動議を出せば、それは成立するわけではありますが、政和会、3人おります。そうした形で、もしだめなら今からでも差し上げたい、動議を申し上げたいというふうに思ってます。

厳正なる取り計らいを希望いたしまして、終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

臨時議長（河本芳久君） ちょっと発言待ってください。

今の、臨時議会における臨時議長の職務は、議長の選出にあるわけございまして、ここで選挙の方法、また、今、竹岡議員が述べられました件についても、協議をこれからするために、本会議を暫時休憩いたします。議員の皆さんは直ちに第1・第2会議室へお集まり願います。よろしく願います。

午前10時34分休憩

.....

午後 1時00分再開

臨時議長（河本芳久君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に、一応確認しておきます。議長選出について協議をする前に、竹岡議員から議事の進行について意見がございました。一応、これを動議とみなし、引き続いて御意見のございました地方自治法第92条の2、また公職選挙法第104条にかかわる件について、さらなる御意見があれば承りたいと思います。はい、竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 私の発言から、休憩が長く続きまして、執行部の皆さんや同僚議員あるいは傍聴されてる皆さん方に、大変御迷惑をかけましたことをまずおわび申し上げたいと思います。それとともに、議長の計らいで私の意見を取り上げていただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

そこで、一つだけ再度確認したいのは、今回の公職選挙法第104条に基づいて、私の兼職禁止の事業をやってるという前提で、実は、新聞報道は受理された、こういうふうになっております。先ほどの答弁ではちょっとわかりにくいんです。受理されたのか、預かれたのか、収受という言葉が使われました。選挙管理委員会の事務局が、選挙管理委員会の議を経ずして受理することができるかできないのか、その点を1点、まずお伺いしたいというふうに思います。

臨時議長（河本芳久君） それでは執行部のほう、よろしくをお願いします。倉重選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（倉重郁二君） それではお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、新聞報道のあった時点では、これは受け付けを行い、その書類を受け取ったと、事務局は受け取ったということでございます。

この取り扱いにつきましては、5月8日に選挙管理委員会を開きまして、内容を精査し、この申出書が形式的に要件を備えていたということで受理をしたということでございます。

臨時議長（河本芳久君） 竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） ありがとうございます。ということは、読売新聞、山口新聞、あえて新聞名を名指して申し上げますが、勇み足であったというふうに私は思います。もしくは極めて恣意的な何かがあったというふうに受けとめたいと思います。このことにつきましては、後ほど記者クラブのほうに抗議を申し上げたいというふうに思っておりますが。

本題に戻りまして、まず、92条の2項とは何ぞやという話は午前中に申し上げ

ました。請負工事、いわゆる請負というのは公共工事が一番の主流なんですが、午前中にも申し上げたように、福祉の介護保険法に基づく生活支援事業、これも広い意味では請負と同じ解釈がされるというふうに民法上はなっております。

そこで、92条にはそうした公共工事もしくはそうした委託事業であっても受けるということが、さらにどういう状況でということが書かれております。それは、主たるということで、その主たるとは何ぞやということで、50%を超えるということが一つの基準になっておるわけでありまして。

さらに、今回の新聞記事によりますと、兼業禁止、もう既に決めつけてあります。兼業禁止に違反と、これはもう読売新聞が書いておるんですが、そうしたことが報道されまして、以来2週間、朝に晩に電話が入ってきて、私も対応に非常に苦しんだわけでありまして、議長選挙をやるに当たりまして、午前中も申し上げました。私自身が立候補をするというときに大きな障害になる。従って、臨時議長に申し上げたのは、議会制民主主義の中で公正・公平に議長選挙をするならば、その辺をきっちり整理した上で取り扱っていただきたいと、こう申し上げたんです。そのことを議長の計らいで取り上げようということでございます。

そこで、私どもが平成23年の4月1日付で、いわゆる美祿市の議会基本条例というものを制定しました。これは、議会の議員の我々が、最低限っていいですか、最高規範だということで、実は、我々は受けとめておりました。その中に、実は、皆さんのもうお手元に持っておられる方もいらっしゃるんですが、こうした冊子が配られております。議会関係資料という中に、基本条例が入っております。しかも、その中に議員の政治倫理ということで、18条に謳われてるんです。18条に、「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」、この文言に対して、私は申し入れをされたということになると、大きく疑惑を招いた行動をとったかなということで、自分自身が、自己反省はいたしております。いわゆるここには、何らこうだああだということは書いてない。疑惑を招くようなことを行動するなと書いてある。ところが、私は疑惑を受けました。とするならば、これに基づいて、政治倫理条例というものを、平成23年に美祿市条例第13号に、政治倫理条例というものをつくりました。その中に、議員がしちやいけないことが列挙されております。その議論をするときに、私どもは92条の

2項に対して十分議論してきたと思うんです。当然、先ほど申し上げたように、議員の、私だけじゃなくて、議員の皆さん方の中には公共工事を受けられてるところもあります。こうした、いわゆる委託契約を受けてる人もおります。補助金をもらった団体の職員もおります。そうした中を、私たちは議論しながら、ある地方の議会としては、この程度っていいですか、中身を議論したんですが、いいんじゃないかと。あるいは、地方の議会だけじゃなくて、地方経済を保つにも必要じゃないかということで、その当時全員で決めたはずなんです。みんなで決めたこの条例を全く無視されたのが今回の事件なんです。

そこで、これがだめとおっしゃるならば、私は速やかに議員をやめるか、どっちかはします。というのは、資格があるかないかって決めるのは、地方自治法上127条、いわゆるこの本会議場において、3分の2以上の賛成があれば決まるわけです。従って、これは私個人の問題じゃなくって、議員全体の問題であろうと思います。でなければ、今から行われる議長選挙、少なくともそうした契約あるいは公共事業を受託してる議員の皆さん、一点の曇りもない方以外は立候補できないという状況になるわけでございます。従って、この辺をもう少し掘り下げた議論をしてから取り組んでいただきたい。

ただ、解散前の議会と同じように、反対があっても、最後まで反対意見も言われないうちに反対された議員さんもいらっしゃいました。我々は、市民の前で議会制民主主義の何たるかを示すべきだと、このように私は思っております。お取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

臨時議長（河本芳久君） 只今、竹岡議員のほうから立候補に当たっての資格、政治倫理条例にかかわっての御発言がございましたが、どなたか御意見がございましたら、よろしく申し上げます。はい、坪井議員。

仮議席3番（坪井康男君） 午前中にも申し上げましたが、この会議は議長さんを決める会議だと認識しております。

今、竹岡議員さんおっしゃったことは、二つのことを何かごちゃまぜにしておっしゃっていると思います。公職選挙法第104条にかかわる問題はすべからく、何回も申し上げますが、美祢市選挙管理委員会の専権事項であります。余人が何のあれも挟む余地がございません。一方、92条の2に抵触するか否か、それを議論する場、議長さんが決まってから粛々とやっていただきたい。議長を決めるこの場で、

92条の2に該当するからどうのこうのとか、あるいは立候補の資格があるのかなとか、92条の2に抵触しても、つまり外形的な要件は満たしていても、議長選挙に立候補してならんという規定はどこにもありません。だから、異なる問題を、何か無理やりこじつけておっしゃっていると、私はそう認識します。従って、二つの問題、全然別個にして、本会議は議長さんを決める会議でございますので、それに専念していただきたいと。

以上でございます。

臨時議長（河本芳久君） ほかに御意見ございませんですか。岡山議員。

仮議席6番（岡山 隆君） いずれにしても、この兼業禁止と、また地方自治法の127条失職及び資格決定とかいろいろありますけれども、いずれにしても臨時議長のもとで、議長、しっかりと決めていかなくちゃならないということですので、いずれにしても、そこをしっかりと押さえて重点的にやっていきたいとは思っております。

特に、竹岡議員のほうから言われました兼業の禁止で、いろいろ新聞紙上で、いろいろ疑惑をかけられていたという部分、いろいろ新聞紙上で誤解を招く点もあったかどうか、その辺等については本人の、今回、これからのいよいよ議長選ということで、その辺をはっきりと明確にしておかないと、本人の思いといいいますか、そういう立候補するに当たっての健全性というのが示すことができないからちゅうことで、今の発言にはなってきたおとっておりますので、それはそれとして、この場でしっかりとお話をされたということは、大事なことであると思っております。それ以上の深いところは、また新しい議長がきっと決まった時点で進めていけばいい問題であると思っておりますので、今後、その辺についての皆さんの御意見等をしっかり集約されて、議長選にしっかりと軸足をを入れて進めて、臨時議長のもとで進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

臨時議長（河本芳久君） ほかに御意見ございませんでしょうか。しっかり議会の場で論議を深めていくと、こういうことで、先ほど全員協議会で議論することは中止いたしました。忌憚のない御意見を賜りたいと思います。竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 議長が意見を求められてもないようでございますが、私がかくどいように申し上げてるのは、議長選挙を公正・公平に行うためには、ここを議論しなくてはいけないんじゃないですかというのが私の趣旨でございますが、

公職選挙法第104条に基づいたいわゆる兼業禁止、じゃあ兼業禁止とは何かというと、地方自治法の92条の2なんです。これに抵触してるからということで、公職選挙法に基づいての申し出があった、これについて私は受理したかしないかしか聞いてません。これをどう決定するんかというのは論外ですから申し上げませんが、兼業禁止に抵触すると、こう言われてるわけですから、それは私個人だけではなく、美祿議会全体の問題として、それぞれの議員さんの検証を行うのか、もしくは臭いものにはふたを閉めたまんまやるのか、そこを市民の皆さんの前で問うておるわけですから。

私自身は、なぜここまで強気で言ってるかというたら、私は抵触してないから言ってるわけであって、抵触してるんならもう直ちに申し出どおり無効の手続きをとっていただければ、いさぎよく議員は辞めたい、こう思ってる。

なぜならば、もし、私はやりませんが、もしこの議場の中の議員さんに何名かおられるわけです、該当が。それを全部申立書を今から出して出したとしたら、この議会はこのまんまで選挙入れますか。入れないでしょう。ですから議論しましょうやと言ってるわけです。

臨時議長（河本芳久君） 坪井議員。

仮議席3番（坪井康男君） 何度も同じことを申し上げて恐縮ですが、今さらほかの議員さんについては当選無効の申し立ては、異議の申し立てできませんので、御安心ください。

臨時議長（河本芳久君） 竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） それでは用意しておりますので、よろしければ退席をさせていただきますして、私は選管に申し入れをやります。そのとき、このまんまでこの議会がやれますか。公平な選出ができますか。そこを問いしてるわけです、皆さんに。議員の皆さん方も含めて、市民の皆さんにも問うてるわけですから、その辺をひとつ御理解いただいて、議論を深めていただきたい。今は、私1人が申し出をされております。ですが、これが複数の人にされた場合、まあいろいろ密約があるから、あんなのとこだけは責めんからのというような話も耳に入ってますが、そんなんじゃないかって、やっぱり公正・公平に取り扱っていただきたいと、こう申し上げてるわけです。

臨時議長（河本芳久君） 岡山議員。

仮議席6番(岡山 隆君) 地方公共団体に対する請負比率が全体の半分を超えるかどうかと、その業務の主要部分が占めるかどうかということで、今後、例えば県選管のほうに申し立てされれば、きちっとその辺が判断つくと思っています。

いずれにしても、その辺については、今、竹岡議員のほうから言われまして、その主要部分が5割は行ってないというお話がありました。また、政治倫理におけるそういったものの中で、きちっと取り組みはされておまして、それぞれの市に請負をされてるそういった業者さんについては、そういった主要な部分が5割行かないという、そういったもとで議員に、私はなられているのではないかと考えております。

そういったところで、今後、当然、県のほうのそれぞれの会社の方が請負をされてる業者さんが5割行ってるかどうか、県選管のほうできちっと調べられると思っておりますので、これが今のところ5割を下回ってるという、私は認識であると思っておりますので、どうかその辺のところをきちっと見据えながら、今後もっと入っていてもいいんですけど、あんまり入ると議長を決めることがおそろかになりますので、そういった部分で、今後、当然県選管で発表があると思えますけれども、その辺については、私の認識としては、5割を超えてないという認識でおりますので、そういった中で、しっかりと今後、粛々と議長選の選挙はとり行ってまいりたいと思っております。

以上です。

臨時議長(河本芳久君) ほかに。徳並議員。

仮議席18番(徳並伍朗君) 法律を簡単に話しますと、簡単ちゅうわけじゃございませんが、議員の兼業禁止のことについて92条の2にあります。その中の要旨、一番大事なことであります。一応、読んでみたいというふうに思っておりますが、「本条は、議員が個人として地方公共団体に請負をしてはならないこと、地方公共団体に対して請負をする法人の役員になることを禁止したものである。議会運営の公正を保障する趣旨である」というふうに書いてあります。そしてその後、「議員が本条の規定に該当したときは議員の職を失うことになり、その判断は議会が行う」、議会が行っておりません。ですから今、よいよあやふやな状況になっております。その状況の中で新しい議長を決めるということは、非常にうやむやな議会をやっているということになりますので、きちっと整理をして行いたいというふう

に思っております。

以上です。

臨時議長（河本芳久君） 坪井議員。

仮議席3番（坪井康男君） まるで法律の解釈が間違っています。公職選挙法第104条の規定による92条の2の抵触議員は職を失うという話と、92条の2に書いてある議員の議決で云々というのは全く別の行為でございます。従って、今の徳並議員さんの発言は、法律を無視したとんでもない暴論であります。

以上です。

臨時議長（河本芳久君） 徳並議員。

仮議席18番（徳並伍朗君） 法律を無視したことは1回も、全然ありません。私が言ったとおりであります。

臨時議長（河本芳久君） ほかに御意見はございませんですか。公の場でしっかり論議を尽くして、公平・公正な議長を選出すると、こういうふうに皆さん方の御要望がございましたので、しっかり御意見を賜りたいと思います。方向性としては、今、議長選出に当たっての92条の2が即論議されることになると、仮の議長がその論議を取りまとめることは、これはいささかいかげなものかと。というのは、議長選出をするのに仮の議長が任命されてる。仮の議長において、92条の2を論議することについてはいかげなものかと思いますが、しかし、立候補の判断として、それにも触れないとということでもございましたので、今、議論を深めていただいているわけでございます。この件について、もう少し皆さん方の御意見を伺いたいと思います。竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 何回も申し上げるんですが、美祢市の議会基本条例、しかもその中の政治倫理、議員のですね。そのことについて、既に昨年4月1日から施行され、それを適用しながら議会やってきました。

ここで、申立人がおっしゃるように、公職選挙法第104条、これはあくまでも、地方自治法第92条の2項に抵触するから出されてるんだらうと思います。別な法律だとおっしゃるけど、確かに別な法律は間違いありません。地方自治法上で議員が兼職を禁止してるのも事実であります。それに対して、どの程度かということに対して決めてあるわけです。しかも、これを最終的に決定するのは、先ほど徳並議員が言われたように議会なんです。これも地方自治法上第127条で決めてあるん

です。議会が決めるということ。

ただ、私が、仮議長とおっしゃったですけど、後ほど訂正しとっていただきたいんですが、仮議長という地方自治法は、また別なところの条項なんで、今は臨時議長さんなんです。臨時議長は、議会の代表権はないんです。ないんですが、議長としての職責はあるんです。これは、地方自治法で定めてあります。そうしますと、私が申し上げるのは、今までの良しとした倫理条例、基本条例、これらをこの今の時点でノーと、だめだと言われるならば、私も直ちにどっちかをやめなくちゃいけない、これはもうあります。従って、そうすると、議員全員、例えば、ある議会では倫理条例の中に92条の2項、物品の売買もだめだと決めた議会もあるんです。それで、野菜を納入したために議員辞職した方もいらっしゃるんです。だから、その地方地方の議会において定めてある、この議会が決めなくちゃいけないことを、決めずして進むっていうのはおかしいんじゃないですかと。ですから、今まである基本条例並びに倫理条例を可とするのか否とするのか、これは大事なことだと思います。もし否とするならば、じゃどこまでやるのかという議論が今回要るんじゃないかと。それによって初めて、議長選挙の公平・公正さが保てるんじゃないかということが、朝から私が主張してることであります。例えば、きょう、今までの条例を否とするならば、私も直ちに行動をとらなくちゃならない。議員をやめるのか、そうした請負事業をやめるのかという選択を迫られるはずですよ。

議長さんのもう少し踏み込んだ皆さんの議論を受けながら進めていただきたい、このように思います。

臨時議長（河本芳久君） 今の御意見に対しまして御意見ございませんですか。岡山議員。

仮議席6番（岡山 隆君） 過去に兼業の禁止で議員が失職した、こういった判例があります。それは、佐久市議会の件で、市では127条の、この地方自治法第127条の失職及び資格決定ということで、議員が市に係る請負を結構たくさん持っていたということで、佐久市議会では議員がこの兼業の禁止であって、そして3分の2の議決がありまして、この議員というのは失職しております。その議員が、今度は県に異議申し立てをしまして、そして審議をしっかりと押し進めていったと。その中で、地方自治法兼業の禁止、92条の2項、この主要な請負業務が50%を超えてるかどうかっていうことの協議、しっかりと審議をされまして、実際、

その市議のほうはずっと長年、2004年からまた2005年、これで実際よく調べたら、かなり多くやっていたと思って請負をやっていた、市議の皆さんがそのように思われた。けども10%とか20%とかということで、全体の半分を超えていない。こういった状況になりまして、県は長野県の村井知事が市議会の失職を決めたことに関して、県がこの兼業の禁止に該当しないということで、その議員が失職した、さかのぼって復権を決めた、こういった経緯が過去の例としてあります。

そういったことで、今後、市に係る経営等に関しましては、その委託が適正であったかどうか、その辺、当然今後行政としてもチェックされると私は思っておりますけれども、今後やっばし市に係る請負をされてる業者さんというのは、今後どの程度常に市の委託をやっているか、そのパーセンテージを常に出しておいたら、それは市民の皆さんが判断されて、50%を超えていなければ、一応、今の現在の段階における地方自治法には抵触せんという形にはなると思いますので、今後そういったことも勘案しながら、判断していく材料にしていかなといけんかなとは思っております。

いずれにしてもそういうことで、そういった判例がありましたものですから、この判例について皆さんに少しお話をさせていただきました。

以上です。

臨時議長（河本芳久君） ほかに御意見はございませんか。三好議員。

仮議席9番（三好睦子君） 私は共産党議員ですが、今回の新聞報道にもありましたが、それで、新聞報道の中ではこういって受理されたとありますが、この新聞報道の内容について申し入れ書を出しております。内容でじゃなくて、今回のこういった事件に対して、美祿市議会に対して、私たちなんですが、地方自治法を踏まえて公正・公平な議論で、こういった92条の2項にかかわるこの件について、先般、市の1人の議員に対してではなくて、本当に市の選管という判断がまだはっきりしていない、審査中であるということについて、やはり私もこの二つの面があると思うんですが、この件、済いません、この件について、申し入れを共産党として、地方自治法を踏まえて公正な議論、公平な議論で、市議会の議員の資格の問題について、公正・公平な議論をしようと提案して、申し入れをしております。

そして、この件について、まだ選管からはっきりと審査中で、はっきりと出てないので、結果が出てないので、今回は、資格、議員資格の問題ではなくて、このま

ま資格があると、そういった面で、今回は1人の議員の方に限っての問題のようですが、ごめんなさい、今回の問題はしっかりとして、市政の運営にかかわる極めて重要な問題と考えます。特定の議員の個人の問題にとどめず、法を踏まえて公正・公平な議会運営を進めていく機会にするために、私たち共産党はこういった面で、公正・公平な議論を進めていきたいと、そういうのを申し入れをしておりますが、今回は議長を決めるということで、今、選管からの結論が出てないので、このまま議員は当然資格があると思って、議長の選出に進んでいきたいと思えます。

そして、再度確認、あれで申しわけないんですが、共産党としてはこういった申し入れ書をしておりますので、今後、こういった92条の2項については、きちっと新しい議長さんが決まられた後、当然みんな、議員全員で協議していけばと思えます。と意見を述べます。

臨時議長（河本芳久君） 徳並議員。

仮議席18番（徳並伍朗君） 今、三好議員さんがおっしゃいましたけど、1議員の、議会の中の公正・公平が守られずに、美祢市議会の全員の公正・公平守れません。1人、議員の大切なことです。それを考えていただきたいというふうに思えます。

臨時議長（河本芳久君） 三好議員。

仮議席9番（三好睦子君） 誤解があったようですが、今回の新聞報道では1議員をターゲットにということで、1議員が守られてないっていうんじゃなくて、1議員の問題としてではなくって、1人の議員に対して別の議員からの方がこういった問題を出す、提出するっていうことではないという意味で、1議員をターゲットにするべきではないという意味なんですけど、いいんですかね。

臨時議長（河本芳久君） 三好議員。

仮議席9番（三好睦子君） 全体として、みんなで話し合おうという意味なんで、1議員がどうのこうのというんじゃなくて、議員全体の問題として、92条の2項を真剣に考えようというのが言いたかったんですが。

そして議長の選出は、先ほども言いましたけど、選管からの決定がまだ審査中なので、それ、審査中なので、議長の選出はそれと別の問題、別というか、92条の2項は別に、新しい議長が決まってから審議すると。議長を決めるときは、もうこれは選管から決まってないから、当然、全員が同じ公正な立場で議論ができると考

えます。

臨時議長（河本芳久君） 竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 日本共産党の三好議員さんの意見の一部、私たち政和会も同調できるわけですが、議長を決めてから議論するんじゃなくて、私が朝から申し上げてるのは、公正・公平な議長選挙をするために、これをきちんとしてくださいよと、こう言ってるわけです。選管がまだ決めてないからとおっしゃるなら、選管が答え出すまで臨時議会は待ちましようや。それから議論しましょう。

私が思うのは、選管には残念ながら調査権がないんです。だから、申出人さんに92条の2項に抵触してるという証拠を求めるのが、大体普通なんです。これが、行政不服審査法に基づいても、申出人さんには請求できるが、今回の案件なら私ですから、私に対しては調査権もなければ何もありません。そうするとどうやって、半分は超してないということを立証されるのかどうか分かりません。

そんな、当然、法律に詳しい方ですから、知った上でやられたんだらうと思うんです。結論はでない状況のものをどうやってやられたの分かりません。これが裁判になって最高裁に行っても、憲法は何人といえども職業の自由選択を保障してるわけです。ですから、この法律は矛盾があるんですが、それぞれの地方議会でそれを決めなさいと。失格なのかどうか決めなさいいただきたいということで、地方自治法第127条に決めてあるわけですから、ですから、私はやはり美祿の議会は、そうした法律をきちっと守りながら進めていくべきだと、このように思っております。

臨時議長（河本芳久君） 坪井議員。

仮議席3番（坪井康男君） 私が先ほど来申し上げてることを全く御理解をいただいているようですから、改めて申し上げます。

公職選挙法第104条の規定と、地方自治法第127条の規定は全く別のものでございます。両方とも92条の2を引用はしてありますが、全く別の問題です。これをまず1点、御理解をいただきたい。

今、私が申し立てをしたのは、あくまでも公職選挙法第104条に基づいて、当選の通知を受け取ってから5日以内に、市との契約をやめたという書類を提出していない場合は、選挙人であればだれでも当選の異議の申し立てができるという規定に基づいてやっております。まるで違う127条の規定を持ち出さないでください。間違ってます。

臨時議長（河本芳久君） ほかに御意見ございませんですか。竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） それでは、暫時休憩とっていただけますか。複数の議員さんの、選管に対して申し入れをやりたいと思います。それで、その上で、美祿議会はどうするのかという議論に入っていきたいと思います。

臨時議長（河本芳久君） 坪井議員。

仮議席3番（坪井康男君） 選管に申し立てができるのは、あくまでも、いいですが、104条の規定によって、当選の合格通知を受け取ってから5日以内に、市との契約をやめたということを提出していない議員に限ってできるわけですし、やみくもに何でもないので選管に申し立てできるなんて暴論であります。むちゃくちゃな議論です。こんな議論初めて聞きました。

以上です。

臨時議長（河本芳久君） 先ほど暫時休憩という御意見もございましたが、しばらく休憩して議論の焦点を明確にし、そして休憩に入りたいと思いますが、御意見ございませんですか。

それでは少し整理させていただきます。

議長候補として立候補する際に、92条の2、いわゆる兼職兼業、政治倫理条例、これらについてそれぞれ抵触するか否かをしっかり論議し、判断していただかないと公平・公正な議長選挙はできないと、こういう議論が出ております。これに対して、92条2はあくまでも議会で論議する今後の問題、そうすると臨時議長はここでそれを取りまとめることには問題がある。については、臨時議長の役割としては、まずは議長選出の任をしっかり果してほしいと、こういう御意見もございました。これらの御意見を踏まえながらそれぞれの、ひとつ議員さん、判断をされ、再開に当たっては、さらに議論が必要であれば議論を出していきたいと思います。これによろしゅうございますか。

一応、それでは暫時休憩をいたします。

午後 1時44分休憩

.....
午後 2時38分再開

臨時議長（河本芳久君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。先ほど、議員の兼職兼業にかかわる92条の2項につ

いて、いろいろ論議をいたしました。この92条の2が議長選挙にどうかかわるか、こういうこともいろいろ意見が出ました。そこで、臨時議長の役目は議長の選出にありますので、議案の審議については臨時の議長が任に当たることはできませんので、一応確認事項をさせていただいて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

まず、92条の2の議員の兼職兼業にかかわる事項でございますが、本市の議員の政治倫理条例に抵触するかどうか、この件につきましては、この制定に当たって本議会で論議し、全議員また新たに当選された議員について、これに該当する者はいないということで、一応、政治倫理条例を制定した経緯がございます。このことをもって、一応抵触しないということで、再確認の意味で皆さん方にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、公平・公正な議長選挙に当たって、これに抵触する議員はいないという確認のもとにおいて、議長選挙をこれから進めてよろしゅうございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい、竹岡議員。

仮議席19番（竹岡昌治君） 私が午前中に発言申し上げまして、長時間にわたりました時間をとりましたこととお詫びを申し上げますとともに、実は、私、美祿市の議会基本条例あるいは政治倫理条例について23年4月1日と申し上げたと思います。よく見させていただいたら、23年3月24日に制定したということで、その間、1年間、今、臨時議長が申されたように、議論を重ねながら3月24日にこれが、条例が13号として設置してる。その中で、きょう御提案申し上げましたことに対して、最終的にはこの条例が可か否かということ为先ほど申し上げました。その中で可であるという結論に至ったわけでありますので、これ以上の発言は控えさせていただきまして、粛々と議長選挙に入っていただくようお願い申し上げます、終わりたいと思います。

以上です。

臨時議長（河本芳久君） ほかに御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（河本芳久君） ございませんでしたら、選挙の方法については、本議会で議論することはできません。あくまでも投票行為のみでございますので、直ちに全員協議会を開き、皆さん方の御意見を賜りたいと思います。全員協議会を開催いたしますので、会議室のほうにお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時44分休憩

.....
午後 3時10分再開

臨時議長（河本芳久君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、議長選挙を行います。

この際、選挙の方法について説明いたします。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） それでは、選挙の方法につきまして、御説明申し上げます。

議会で行われる選挙につきましては、地方自治法並びに公職選挙法の規定が一部準用されることになっております。

この議会の選挙には、投票による選挙と指名推選の二通りがございます。投票による選挙につきましては、単記無記名投票で行うことになっております。

当選人の決定につきましては、公職選挙法の準用規定がございます。それには法定得票数が定められております。この法定得票数は、有効投票の総数を定数で割って、その4分の1であり、その法定得票数を超えて有効投票数の最多数を得た方が当選人になるということでございます。

従いまして、議長、副議長は定数が1でございますので、有効投票の総数が仮に19であった場合、それを定数の1で割り、さらにその4分の1以上、つまり4.75票以上の最高得票者が当選人になるということでございます。

次に、指名推選の方法につきましては、特定の議員あるいは議長が被選挙人を指名し、会議に諮って当選人を決定する方法でございます。指名推選には規定がありまして、選挙の方法を指名推選にすることに全員異議がないこと、また被指名人が当選人になることについて全員の同意が必要になっております。つまり指名推選は全会一致ということでございます。

次に、正副議長選挙の立候補制についてでございます。立候補制につきましては、公職選挙法の準用規定がございません。従いまして、本会議におきましての立候補制をとることはできません。ただし、全員協議会などにおいて立候補の表明をされることにつきましては、一向に差し支えがないということになっております。

以上で、説明を終わります。

臨時議長（河本芳久君） 選挙の方法につきましては、只今事務局長が説明したとおりでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票をもって行いたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

臨時議長（河本芳久君） 挙手全員でございます。よって、議長選挙は投票によることに決しました。

それでは、これより議長選挙の投票を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（河本芳久君） 只今の出席議員数は19名でございます。

投票用紙を配付させていただきます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（河本芳久君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（河本芳久君） 配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（河本芳久君） 異常なしと認めます。

申し上げます。投票は、単記無記名投票で行うことになっております。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 仮議席番号1番より順次投票をお願いいたします。

それではお名前を申し上げます。

〔事務局長氏名点呼・議員投票〕

.....

1番	猶野 智和議員	2番	秋枝 秀稔議員
3番	坪井 康男議員	4番	俵 薫議員
5番	馬屋原眞一議員	6番	岡山 隆議員

7番	高木	法生議員	8番	萬代	泰生議員
9番	三好	睦子議員	10番	山中	佳子議員
11番	岩本	明央議員	12番	下井	克己議員
13番	河本	芳久議員	14番	西岡	晃議員
15番	荒山	光広議員	16番	村上	健二議員
17番	秋山	哲朗議員	18番	徳並	伍朗議員
19番	竹岡	昌治議員			

.....

臨時議長（河本芳久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（河本芳久君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（河本芳久君） これより開票を行います。

立会人に萬代泰生議員、猶野智和議員を指名いたします。

それでは、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（河本芳久君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 19票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 19票

無効投票 0票

有効投票中

秋山哲朗議員 18票

三好睦子議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4 . 7 5 票でございます。よって、秋山哲朗議員が議長に当選されました。

只今議長に当選されました秋山哲朗議員に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

これによって、議長選挙を終了いたします。

それでは、臨時議長としての私の任務が終わりましたので、秋山哲朗議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 河本芳久君 議長席より退席〕

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 只今、第3代目の議長として皆様方の御推挙をいただきました。まことにありがとうございます。身に余る光栄であり、なおかつしっかりやっ
ていかなくちゃいけないなという、今、気持ちでございます。

今、美祢市は、平成22年度から10年間、第1次美祢市総合計画を策定されて
おります。それをもちまして、美祢市の方向性がここに定められております。夢と
希望、誇りを持って暮らせる交流拠点都市を目指して、執行部とともにしっかりや
っていきたいと思います。

そういった中で、議会といたしましては、市民の皆様方に対しまして、議会報告
会を通じながら直接地域の方と対話をし、そしてそこで出た意見・御要望等、市政
に反映してまいりたいというふうに思います。

また、執行部の皆様方に対しましては、二元代表制の一翼を担う議会といたしま
して、議会の権能を十二分に発揮し、行政との緊張感の中で、真の地方自治の実現
に向けて頑張ってまいりたいというふうに思います。

また、議会に対しましては、昨年3月24日に制定いたしました議会基本条例、
これをさらに進化させ、議員間同士の政策討論会を活発に行ってまいりたいという
ふうに思っております。

私の好きな言葉の中に、「難を知って進む」という言葉がございます。これは、
この先困難なことが待ち構えているとわかっていてもあえて進む、これを乗り越え
ていくということでございます。同僚議員の皆様方並びに執行部の皆様方の温かい
御支援、御指導の中でしっかりとやっていきたいと思いますので、皆様方の御協力
をお願い申し上げたいというふうに思います。

簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうござ
いました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席に着く〕

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。お手元に配付してあります追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

この際、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本臨時会に本日までに送付してございますものは、執行部より、議案第1号から議案第10号までの10件でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）と、只今配付いたしました議事日程表（第1号の1）でございます。

以上、御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

ここで、副議長選挙の方法等について協議をするため、本会議を暫時休憩いたします。議員の皆さんには、直ちに第1・第2会議室へお集まりお願いをいたします。

午後 3時33分休憩

.....

午後 3時55分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第2、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票をもって行いたいと思ひます。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、副議長選挙は投票によることに決しました。

なお、念のため申し上げますが、投票の方法については先ほど局長が説明したとおりでございます。

それでは、これより副議長選挙の投票を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（秋山哲朗君） 只今の出席議員数は19名でございます。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（秋山哲朗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（秋山哲朗君） 異常なしと認めます。

申し上げます。投票は、単記無記名投票で行うことになっております。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 仮議席番号より順次投票をお願いいたします。それではお名前を申し上げます。

〔事務局長氏名点呼・議員投票〕

.....

1 番	猶野 智和議員	2 番	秋枝 秀稔議員
3 番	坪井 康男議員	4 番	俵 薫議員
5 番	馬屋原眞一議員	6 番	岡山 隆議員
7 番	高木 法生議員	8 番	萬代 泰生議員
9 番	三好 睦子議員	10 番	山中 佳子議員
11 番	岩本 明央議員	12 番	下井 克己議員
13 番	河本 芳久議員	14 番	西岡 晃議員
15 番	荒山 光広議員	16 番	村上 健二議員
17 番	秋山 哲朗議員	18 番	徳並 伍朗議員
19 番	竹岡 昌治議員		

.....

議長（秋山哲朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（秋山哲朗君） これより開票を行います。

立会人に秋枝秀稔議員、依薫議員を指名いたします。

それでは、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（秋山哲朗君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 19票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 19票

無効投票 0票

有効投票中

村上健二議員 18票

三好睦子議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4 . 7 5 票でございます。よって、村上健二議員が副議長に当選されました。

只今副議長に当選されました村上健二議員に、会議規則第3 2 条第2 項の規定により、本席から告知いたします。

これにて、副議長選挙を終了いたします。

この際、副議長よりごあいさつがございます。村上健二副議長、どうぞお願いいたします。

〔副議長 村上健二 登壇〕

副議長（村上健二君） 先ほどは、副議長に御推挙いただきまして、まことにありがとうございます。少々病気のせいで、言語障害を起こしておりますが、聞き取り

にくい点がありましたら御容赦願いたいと思っております。

議会と行政、両輪でもって円滑に動いていくことっていうことは、至極当然のことではありますが、いい意味において対立極であってほしいと思っております。これは、常日頃議長が言っております二元代表制を確実に進めていくことと思っております。また、市民の皆様から信頼、信用される議会になるために、民主主義の原則に従いまして、多数決の原理の働いた議会にしていくことが大事だと思っております。それ以上に大事なことは、何といたっても先だっけつくりました議会基本条例と政治倫理条例を皆さんが遵守して、それに向かって進んでいくことが大事だろうと思っております。私も含め、議員の皆さん方も、その道德、倫理観を培っていくことが大事ではなからうかと思っております。

議長を補佐していくことは至極当然なことではありますが、余りけんかをしないように、意見の食い違いがないようにやっていきたいと思っております。

また、市長を初め執行部の皆さん方には、できる限りの協力も惜しまないつもりでいますが、議員の皆さん方にも至らぬ点が多々あると思っておりますが、よろしく御指導願います。

議長（秋山哲朗君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日から5月18日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたします。

会期中の会議予定につきましては、只今お配りいたしました予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第5、議席の指定についてを議題といたします。

指定する議席を報告いたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） それでは御報告申し上げます。

1番、猶野智和議員、2番、秋枝秀稔議員、3番、坪井康男議員、4番、依薫議

員、5番、馬屋原眞一議員、6番、岡山隆議員、7番、高木法生議員、8番、萬代泰生議員、9番、三好睦子議員、10番、山中佳子議員、11番、岩本明央議員、12番、下井克己議員、13番、河本芳久議員、14番、西岡晃議員、15番、荒山光広議員、16番、徳並伍朗議員、17番、竹岡昌治議員、18番、村上健二議員、19番、秋山哲朗議員。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 只今の報告のとおり、議席を指定いたします。

この際、議席の移動のため暫時休憩をいたします。議員の皆さんは、議員提出議案について協議をいたしますので、第1・第2会議室へお集まりください。

午後 4時13分休憩

.....

午後 4時24分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

本日は、これにて散会をいたします。大変お疲れでございました。

午後 4時24分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年5月17日

美祢市議会臨時議長

河本芳久

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

猶野智和

”

秋坂秀稔